

全国ホームヘルパー協議会通信

発行：全国ホームヘルパー協議会（事務局：全国社会福祉協議会 地域福祉部）

Tel 03 - 3581 - 4655 Fax 03 - 3581 - 7858

E-mail : z-chiiki@shakyo.or.jp <http://www3.shakyo.or.jp/hhk/index.htm>

□ スキルアップ講座 11月19・20日に開催します

平成22年度のスキルアップ講座は、四国ブロックホームヘルパー研修会と合同開催として、愛媛県松山市にて、11月19・20日に開催することといたしました。詳しい内容・参加申込のご案内は改めて協議員・各県ホームヘルパー協議会・各都道府県社協へご連絡いたします。

□ 新協議員のご紹介

5月に開催した総会后、鳥取県、徳島県、香川県の3県の協議員が交代されましたので、ご紹介いたします。新協議員は以下の方々です。

鳥取県 山崎 満江さん（湯梨浜町社会福祉協議会）

徳島県 福永 君子さん（(福)すだち会 大神子ヘルパーステーション）

香川県 大場 志津子さん（琴平町社会福祉協議会）

□ 「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」中間まとめが取りまとめられました

標記検討会の中間まとめ取りまとめられ、8月13日付で厚生労働省より公表されました。（厚労省HP⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000k04n.html>）タイトルに「現任介護職員が介護福祉士受験資格を取得するための養成の在り方等に関する意見の要点と今後の検討の方向性について」と副題がつけられているように、主に、介護職の実務経験者の介護福祉士試験の受験資格取得までの養成（研修）のあり方に焦点を絞った内容となっています。

本中間まとめでは、「今後の検討の方向性」について、以下のとおり整理をしています。

なお、詳しい内容については、中間まとめ本文および概要資料をご覧ください。両資料は本会ホームページにも掲載しています

⇒ <http://www3.shakyo.or.jp/hhk/news/news.htm>

【介護福祉士資格取得までの養成の在り方について】

- 多様な経歴の人々が介護の仕事へ参入できるよう間口を維持しつつ、段階的な技能形成を可能にすることで、量の確保と資質の向上が両立できるようにすることが必要。
- 現状での支援策等を前提とする限り、今回の介護職員研修等実施状況調査の結果を踏まえると、600時間課程を平成24年度から予定どおり施行することに対応できない事業者、従事者が多数である。
- 実務者が介護福祉士資格取得に至るプロセスの検討にあたっては、600時間課程、介護職員基礎研修、ホームヘルパー2級研修等との関係を見直し、従事者が働きながら段階的にステップアップができる研修受講が可能となるよう、研修体系を再編することが必要。
その際、新しい研修体系の中においても、現行のホームヘルパー2級相当の介護職員の導入的な研修は維持すべき。
- その体系の再編にあたっては、各段階の介護職員の役割、求められる能力、キャリア等との関係を明確にし、段階的な技能形成とキャリアラダーの構築を図ることが必要。
- 介護福祉士に至るまでの教育の在り方については、600時間程度の研修が必要という意見と、600時間課程は現実的ではないとする意見があるが、介護福祉士取得段階の到達目標としては、利用者が望む質の高いサービスが提供できるよう、専門性の向上、根拠に基づく介護の計画的な実施、医療職等との連携、未経験者等への指導を行うことができることとすべき。
- さらに、現在、介護職員のたんの吸引等の医療的ケア実施にかかる検討が行われており、このことは介護福祉士の教育内容とも密接にかかわることから、その議論を踏まえつつ介護福祉士の実務経験ルートの教育内容の在り方についても見直しを検討すべき。

【研修の実施方法について】

- 実務者が身近な地域で、無理なく、効率的に学習できるよう、多様な教育資源を活用し、多様な方法で学習できる方策や一定の要件を満たす研修受講歴を読み替える仕組み等を講ずるべき。

【研修の受講支援策等について】

- 利用者に質の高いサービスを提供するために、従事者は自ら資質の向上に努めること、事業者は従事者の研修機会の提供・確保に努めるとともに、従事者の資質向上に応じた処遇改善に努めること、養成関係者は多様な学習プログラム・方法の開発に努めることが必要。

- 国及び地方公共団体は、実務者の学費負担の軽減、事業者の代替職員確保に対する支援策を講ずる等、介護職員が研修に参加しやすい環境整備に努めるべき。
- 国は介護職員の資質向上の努力を促進する報酬体系等のあり方について検討すべき。

【施行時期等について】

- 医療的ケア実施に係る教育内容等の検討、介護福祉士資格取得に至るまでの研修体系の再編と施行準備に時間を要するため、介護福祉士の実務経験ルートについては見直したうえで、その施行は平成24年度から3年程度延期すべき。なお、実務経験ルートの教育課程の再編にあたっては、事業者、従事者が対応できるものとすべき。
- 養成施設ルートへの国家試験受験義務付けの施行時期についても、併せて見直しを検討すべき。

□「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」の検討状況について

標記検討会においては、ホームヘルパーを含めた介護職員等が、たんの吸引、経管栄養について実施するための方策の検討が進められています。現在までの4回の検討会においては、①現行の違法性阻却論による運用の下で行われていることができなくなる状況にはしない、②介護サービス事業者の業務として実施するなど、介護職員等の不安や法的な不安定を解消する、③安全性の確保は、医学・医療の観点、利用者の視点や社会的な観点からも納得できる仕組みとする、といった方向性で、実施する仕組みづくりに向けた議論が行われてきています。

今後は、10月頃から試行事業として介護職に対するたんの吸引や経管栄養の現地研修等（40ヶ所程度）が行われる予定です。そして、その結果を踏まえ、具体的な実施の方法や実施者の範囲、実施の要件等の条件整理を行い、検討会において、年度内のできるだけ早い時期に、実施のための具体的な制度について結論を得て、提言が取りまとめられる予定となっています。

なお、本検討会には中尾会長が委員として参画し、第3回検討会の際には、ホームヘルパーがたんの吸引等を行う場合に必要な条件等をまとめ、参考資料として現在行われている在宅でのたんの吸引事例を付して資料提出しています。提出資料は、ホームページ（<http://www3.shakyo.or.jp/hhk/index.htm>）に掲載していますので、ご参照ください。

※ 本協議員通信は、協議員、各県事務局宛にお送りしております。